

## 諸外国・地域の個人情報保護にかかる法制度

●**外国の名称** EU加盟国、欧州経済領域（EEA）の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン及び英国

●**個人情報の保護に関する制度の有無**

包括的な法令として、以下の法令が存在する

法令名称	GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）
施行状況	－
対象機関	－
対象情報	上記の国等については、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等（平成31年個人情報保護委員会告示第1号）として個人情報保護委員会により定められているため、情報提供の対象外とされています。詳細については下記、個人情報保護委員会ホームページを参照ください。
参照ホームページ	<a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/</a>
参照ホームページ	<a href="https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/">https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/</a>

●**個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報**

EUの十分性認定	－	－
APECのCBPRシステム	－	－

●**OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利**

① 収集制限の原則	－
② データ内容の原則	－
③ 目的明確化の原則	－
④ 利用制限の原則	－
⑤ 安全保護の原則	－
⑥ 公開の原則	－
⑦ 個人参加の原則	－
⑧ 責任の原則	－

●**その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度**

個人情報の域内保存義務に係る制度で、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

法令名称	－
法令名称	－
法令名称	－

事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度で、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

法令名称	－
法令名称	－
法令名称	－